

今後の進め方及び論点（案）

1. 前回までのヒアリングにおける主な発言・指摘

前回（第5回）まで、一般ガス事業者（都市ガス事業者）の4つのグループからヒアリングを行ったが、事業者からの主な発言・指摘は以下のとおり。

（1）第1グループ

- ・ お客様に最適なエネルギーを組み合わせ提供する、総合エネルギー企業を目指したい。
- ・ ガスアンドパワーへの進化を図りたい。天然ガスの高度利用、電力ビジネスの拡大、これらを支える低廉で安定的な原料調達に取り組む。
- ・ 小売全面自由化はガス事業の健全な発展にとって大きなチャンスとなり得るものであり、前向きにとらえ対応したい。
- ・ 小売全面自由化は公正な競争環境の整備に向けた様々な制度設計が施され、お客様メリットの拡大に資するものであれば、精いっぱい挑戦したい。
- ・ 小売全面自由化にあたり、お客様対応のためのシステム設計には、十分な準備期間が必要。
- ・ 電力市場への参入容易性を高め、天然ガス、コージェネレーション、燃料電池などで発電された電気がより適正に評価、活用されるような制度作りが必要。
- ・ 電力市場における家庭用や産業用需要の獲得にはベース電源の確保が課題。
- ・ 供給インフラの整備促進に資する、投資インセンティブの湧く改革とすべき。
- ・ LNG基地の第三者利用については、要領を作成し公表しているが、利用実績も問い合わせもない。
- ・ 現行の託送制度においても新規参入は着実に増加しており、中立性に問題はないと認識。ただしネットワーク運営に支障を来さないことを前提に、制度見直しの検討を行うことは理解。
- ・ 安全・安心レベルが今後も維持・向上していくような改革とすべき。また、災害への迅速な復旧の体制整備が後退することがないよう留意すべき。
- ・ コージェネレーション等のコストダウンの推進とともに、給湯や厨房の利便性の向上、床暖房など、身近な用途での機器開発に注力していきたい。
- ・ 都市ガスの用途開発・需要開発やインフラ整備等に取り組み、安定供給を確保して天然ガス市場を拡大するこれまでの良い循環を今後も継続させる措置が必要。
- ・ 電力、ガス供給や基地、パイプライン建設などで、積極的に海外展開に取り組みたい。
- ・ エネルギー政策においても天然ガスが一層重要な位置づけを占めるとともに、これらの役割を果たすべく国益に合致した改革議論を期待。
- ・ 調達も含めたバリューチェーン全体、グローバル市場の視点も踏まえた検討が必要。
- ・ 新規参入者のみならず、既存ガス事業者の活性化にも資するような検討とすべき。
- ・ 新規参入者も責任を持ってガスを安定的に供給し、「ガス事業の信頼」を損なうことなく、新規開拓や効率的なエネルギーシステムの提案等により、ガス市場全体が拡大していく改革を期待。

(2) 第2グループ

- ・ 天然ガスや熱、また将来的には電気を含めたトータルのエネルギー供給と関連するサービスをセットでお客さまに提供する「総合エネルギーサービス事業」を展開していきたい。
- ・ 都市ガス、LNG、LPGに電力も加え、分散型電源、スマートエネルギーなどの新たな価値を付けたサービスを提供し、地域のお客さまのエネルギーソリューションを図っていきたい。
- ・ 強みであるガス事業をコア事業としつつ、新たなエネルギー事業や暮らし関連事業との相乗効果を最大限に活かしながら、グループ価値の最大化に取り組んでいく。
- ・ 小売全面自由化という流れを前向きに捉え、お客様のニーズを的確に捉えた総合エネルギーサービス事業を展開していき、地域のお客様に選択され続けるよう努力したい。
- ・ 小売全面自由化がお客様の利益や利便性の向上につながれば、公営事業者が目的としている公共の福祉の増進とも合致するものであり、可能な限り責任を果たしたい。
- ・ 小売全面自由化により自社の裁量が拡大することは、シェア拡大のチャンスと捉える。
- ・ 小売全面自由化により競争環境はこれまで以上に厳しくなると思われるが、前向きに捉え、お客様から選ばれ続けるよう努力したい。
- ・ ガス料金のみならず、新サービスや保安水準の確保など、お客様のニーズに合致した付加価値の提供に努め、引き続きお客様に選択されるよう、新規参入者と切磋琢磨したい。
- ・ 小売全面自由化により、お客様の選択肢が拡大し、さまざまな利益につながるのであれば、生き残りをかけて努力をしていかなければならないと考える。
- ・ 公営事業者は、議会での議決が必要という制度的な制約があり、自由化後に事業機会を失する事態とならないか懸念がある。
- ・ 電力事業者に比べて数も規模もエリアも多岐にわたるため、企業体力の弱いガス事業者に対してはタイムラグも含め、なだらかな段階的移行への検討もお願いしたい。
- ・ ベース電源を保有できない規模の事業者も、公正な価格で電力を調達可能な環境を整備すべき。
- ・ 総合エネルギー企業として電気事業に参入可能となるよう、ベース電源が調達できるような制度的手当が重要。
- ・ コージェネレーションをはじめとする分散型電源の普及や評価など、天然ガスの位置付け・方向性をしっかり行っていただきたい。電力システム改革と連動して天然ガスの利用拡大が進む取組を期待。
- ・ 中規模事業者にとり大きな投資となるガス導管整備について、その公益性を踏まえ、投資インセンティブが生じる制度とすべき。
- ・ 導管網の規模により、新規参入者の導管網の利用の仕方が、導管網の運用に大きく影響する可能性があることを留意すべき。
- ・ 将来が全く見通せない状況では、リスクが大きすぎて新たにパイプラインを投資する決断ができない恐れがある。パイプラインの公益性に鑑み、投資に対するインセンティブの仕組みが必要。
- ・ 導管網等の供給インフラについては、新規参入者の利便性を向上させ、かつ社会的財産である導管網を最も効率的に活用するという観点からの検討が必要。
- ・ 需要家保安に携わる人が、地域の実情を十分に認識し、自覚と責任を持って対応していけるような制度設計が必要。
- ・ 平常時に加え、災害時における保安を担保する具体的な制度設計が必要。

- ・ 他エネルギーも含め、消費者に必要な情報が発信される公正な競争環境の確保が必要。
- ・ 小売全面自由化にあたっては、L Pガス販売事業に対しても料金構成の透明化を図る等、公平公正な競争環境の整備が必要。
- ・ L N G調達について、国全体でバーゲニングパワーを駆使して価格を下げていくべき。

(3) 第3グループ

- ・ 「新電力」への参入も視野に入れつつ、料金規制が撤廃されるのであれば、料金体系を大幅に見直し、保安、料金、サービスでお客様から選ばれる企業を目指す。
- ・ 天然ガスのさらなる普及拡大をコアに、情報発信拠点やカードビジネス、統合顧客システムなどグループの基盤を活用し、エネルギー事業だけでなく、グループ一体となったサービスの提供を目指す。
- ・ 地域のため、天然ガスの普及拡大のためである限りは、小売全面自由化の流れを真正面から受け止め、環境変化に順応するという強い意志を持って事業運営に努めていく。
- ・ 小売全面自由化がお客様の要望する制度ならば、その枠組みの中でお客様に選択される地域のエネルギー事業者を目指したい。
- ・ 小売全面自由化に対しては前向きにとらえるが、保安水準の確保、卸取引の活性化、小売料金の規制撤廃が前提と考える。
- ・ 小売全面自由化が天然ガスの需要拡大を通じてお客様の利益拡大を実現する手段となるものであるならば、お客様から選択していただける企業を目指して対応していく。
- ・ 小売全面自由化をチャンスとしてとらえ、さらに積極的にチャレンジをしていきたい。
- ・ 地域の公営ガス事業者として市民、そしてその代表である議会等から支持、選択されるようガス事業者の使命を果たしていきたい。
- ・ 小売自由化範囲の拡大が実施されれば、新規参入者との公正な競争を通じてさらなる技術革新も促進され、お客様の選択肢が増えていくと考えており、お客様に選択いただけるようさらに努力したい。
- ・ 小売全面自由化にあたっては、小売料金規制はすべて撤廃すべきであり、一部に規制が残るいびつな形とならないようにすべき。
- ・ 小売全面自由化の時期については、準備に要する時間にもよると考えるが、一方で他事業者が自由化した中で自社のみ対応が遅れるとお客様に不公平感が出るため悩ましい。
- ・ 小売全面自由化へのシステム対応に一定程度の期間が必要。
- ・ 需要家の納得感や不公平感を考えると、小売全面自由化への移行は同時期とすべき。
- ・ 同じグループ内の事業者は自由化実施のタイミングを一斉とすべき。
- ・ 販売事業者が保安責任を負う前提であれば、地域のネットワーク事業者が保安作業の委託を受けることもやむを得ない。その場合、受託費用について適正な料金設定が必要。
- ・ 新規参入者についても、ガス販売事業者が保安業務を行うという原則は維持すべき。ただし、ネットワーク事業者が保安業務を行うことも排除するわけではない。
- ・ 今ある自社の保安の人材や仕組みは、引き続き地域の保安に使っていただきたい。
- ・ 地震などの災害時におけるガス事業者間の広域的な協力体制は、災害時に非常に有効なので、今後の議論の際も配慮いただきたい。
- ・ 従来どおりの適正な卸取引環境が維持され、さらに向上することを期待。

- ・ 卸取引所が創設され、実際に機能することで、取引環境の改善が進むと考えられる。
- ・ 小売全面自由化に議論と並行して、全国的な導管網の整備や卸元へのアクセス向上についての議論も進めることが必要。
- ・ 小売全面自由化が進めば調達先の選択肢が広がり、価格競争力が持てることを期待。
- ・ 今後、システム改革についての詳細設計を検討する際にも、是非、何らかの形で我々中小ガス事業者にも直接参画させていただく機会を設けていただきたい。
- ・ 中小ガス事業者にとっても事業拡大のチャンスとなるような制度設計を望む。

(4) 第4グループ

- ・ かねてから未来投資であるソーラー事業も積極的に展開することで附帯事業を拡大させ、都市ガス依存度を低下させている。
- ・ ガス、発電、上下水道などの5事業という共同経営のスケールメリットを生かした経営を進めている。
- ・ 電力・都市ガス・LPガス・高圧ガス・灯油・太陽光等のエネルギー全般をイメージした総合エネルギー事業プラス総合生活サービス事業というコンセプトで成長戦略を描いている。
- ・ 小売全面自由化後の市場の姿を想像することは難しいが、新規参入者の想定や新たなサービスの展開を模索し、天然ガスの利用拡大を目指したい。
- ・ 小売全面自由化は時代の流れの中で必然であり、早急に都市ガス各社が対応しなければならない課題である。
- ・ 競争力のある料金体系を構築していくために、小売の全面自由化に賛成する。
- ・ 小売全面自由化は、大きなビジネスチャンスであると考えている。
- ・ 小売全面自由化は、供給区域と料金規制の撤廃が同時実施されるという前提のもと、前向きに受けとめて事業運営を進めてまいりたい。
- ・ 小売全面自由化の実施時期について、様子を見たい気持ちはあるものの、お客さまの視点に立てば同時であることが公平ではないか。
- ・ 小売全面自由化の実施時期は、全グループ同時がよいと考える。
- ・ 保安責任は販売事業者が負うべきだが、地元でガス事故が起こると業界自体の信頼性が損なわれる。
- ・ 保安責任は販売事業者が負うべきだが、新規事業者から委託の要請があれば、信頼関係等の問題はあってもないが保安業務を担うことも可能。
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の保安の変遷を評価することが、電力事業法との比較以上に重要。認定保安機関制度により、商流・物流・保安が分断され、お客さまの顔が見えない状態になった。
- ・ 保安の責任分界点をどこに取るか。ネットワーク事業者が他工事事故や工場内での事故があった場合に、どのような補償責任を持つのかという問題も様々な意見をもとに制度設計をお願いしたい。
- ・ 保安責任はあくまでも販売事業者が負うべき。大口需要家には特殊な機器があり、ネットワーク事業者が全て保安を担うことは難しいのではないか。
- ・ 極寒冷地では、消費機器の屋内設置など特有の事情があるため、それらを配慮した保安責任の明確化が必要。
- ・ 既存の公営事業者が一義的な責任を果たさざるをえない。新規参入事業者においても当然に保安責任

はあるので、託送料への適正な転嫁を通じて応分の負担をお願いしたい。

- ・ 都市ガスにも料金の公開を求めるのであれば、制度上LPガスと同一にする必要がある。
- ・ ガス使用開始時の料金透明化よりも、料金値上げを透明化することが重要。

2. 今後の進め方及び論点案

前回（第5回）までヒアリングでは、いずれのグループの都市ガス事業者からも、小売の全面自由化を前向きにとらえ、電力システム改革の進展と相まって統合されたエネルギー市場で利用者の期待に応えていくべきとの発言が多かった。

これを踏まえ、今後は、都市ガス小売の全面自由化を基本的な方向として具体的な制度設計の審議を進めることとしてはどうか。また、簡易ガス事業制度も、今回のヒアリングを含め、制度のあり方を審議してはどうか。

取り上げる論点として、ヒアリングで事業者から提出された意見やこれを踏まえた審議も踏まえると、以下のようなものが挙げられるのではないかな。

審議に当たっては、一般ガス事業者や簡易ガス事業者に加え、既に大口ガス事業やガス導管事業を営んでいる事業者や、将来新規参入を検討している事業者の参加も求めているかどうか。

【論点1】

都市ガスの小売事業について、新規参入しやすく、既存事業者を含めた競争を通じ多様な選択肢が提示される環境を整備する一方、利用者が十分な情報を得て事業者を選択できる制度とするため、どのような規制及び義務を設けるべきか。具体的には、以下の点についてどのように考えるか。

（1）事業類型の見直し

都市ガス小売全面自由化に伴い、事業類型を見直すべきか。現行制度では、①ガス導管を維持・管理し供給区域において小口利用者には独占的にガスを小売する一般ガス事業、②ガス導管の維持・管理をするガス導管事業、③大口利用者にガスを小売する大口ガス事業とに区分している。小売の全面自由化において、特定の事業者による地域独占を廃止すれば、現行制度のように、独占的に小売事業を行う一般ガス事業者による小売事業と新規参入事業者による大口ガス事業を区別する必要性はなくなる。これを踏まえれば、制度のあり方は、小売を行う「ガス小売事業」と、ガス導管の維持及び運営を行う「ガス導管事業」との大きく2つに整理して検討できるのではないかな。

（2）都市ガス小売事業に対する規制の程度

都市ガスの小売全面自由化後、現行制度の一般ガス事業者（許可制）、ガス導管事業者（届出制）、大口ガス事業者（届出制）及び新規参入者が参加する小売事業にはどのような規制を課すべきか。新規参入を促す観点からは過度に厳しい参入規制を設けるべきではないが、ガスの安定供給の確保と家庭を含む利用者の保護の観点も重要である。これらの点を考慮すると、届出制、登録制、許可制のいずれが適

当か。

① 届出制のイメージ

小売事業を営もうとする事業者に、事業開始前に届け出をすることを求める。届出があった場合、行政は事業者の適格性について実質的な審査はしない。また、届出をした事業者に対し、事後的に業務改善命令等を行える制度とすることはできるが、事業の停止を行政が求める制度とすることはできない。

② 登録制のイメージ

ガス小売事業を営もうとする事業者に、事業開始前に登録を受けることを求める。登録に際しては、小売するガスを確保する体制が整っているか、ガスの使用者の利益を損なうおそれがないかなど、小売事業者としての適格性を備えているか行政が確認し、備えていなければ登録を認めない制度が考えられる。この場合、登録後、適格性が失われたと判断された場合は登録が抹消され、事業が停止されることとなる。

③ 許可制のイメージ

小売事業を営もうとする事業者に、事業開始前に行政から許可を得ることを求める。許可に際しては、小売事業者としての適格性に加え、公共の利益を阻害しないことなど登録制よりも厳しい基準で行政が審査する。現行制度においては、一般ガス事業者は許可制としており、事業者の適格性や、国民経済上の損失である二重投資や過剰投資のおそれがないかなどを行政が審査することとなっている。

(3) 小売料金規制の必要性

現行制度では、供給区域内で特定の都市ガス事業者が小口利用者に独占的に小売を行うことを認める一方、その料金は総括原価方式に基づいて算定し、経済産業大臣の認可を受けることとしている。この小売料金規制は、ガスの安定的な供給の維持・確保を図るため、その供給に要する費用の適正な回収を確保する一方、当該供給事業者が独占的地位に乗じて過度な利益を得ることを防ぐことにより使用者の利益を保護することを目的としている。都市ガスの小売を全面自由化し、供給区域において独占的に小売事業を行う事業者を認める制度をなくす際には、このような小売料金に対する規制は必要ないか。オール電化やLPガスといった他エネルギーとの競争が活発化していることを踏まえれば、都市ガス事業への新規参入の可能性が低い地域においても、小売料金に対する規制は必要ないと考えてよいか。

(4) 利用者保護の観点から都市ガス小売事業者に課すべき義務

都市ガスの小売全面自由化により、様々な事業者から料金等の供給条件について多様な選択肢が提案される可能性がある。利用者には幅広い選択肢から選べる利点が生じる一方、それぞれの選択肢についての十分な情報提供や説明がなされなければ小売事業者を適切に選択することが困難になるおそれがある。これを踏まえれば、小売事業者には、予め料金その他の供給条件を書面などで利用者に明確に説明し、また締結した契約内容を書面などで交付するよう求める必要があるのではないか。また、インターネット等も活用して選択肢を容易に比較できる等のための環境整備も必要ではないか。一方、柔軟に供給条件を変更する場合の手続負担も考慮すると、現行制度の供給約款のように供給条件を行政に対し届け出ること、届け出た供給条件を掲示する義務を課すこと、掲示した供給条件以外の条件での小売を禁ずることを求めることは妥当か。

(5) 安定した供給確保の観点から都市ガス小売事業者に課すべき義務

小売事業者が利用者に安定的に供給することを確保するため、どのような義務を課すべきか。例えば、どの地域でどの程度の量の小売を計画し、必要なガスをどのように調達するかについて予め事業計画等の形で行政への提出を求めるべきか。

(6) 最終保障サービスの必要性

現行の電気事業法では、電気が国民生活や経済活動に必要な不可欠な必需財であるという観点から、大口利用者について他の新規参入事業者から電気の供給を受けられない事業者に対し、一般電気事業者が最終的に供給責任を負うこととしている。そして、電力の小売全面自由化に際しては、その責任を一般送配電事業者が負う方針とされている。一方、都市ガス事業については、現時点でも供給区域が全国に及んでおらず、熱エネルギー源としてはLPGガス等の有力な代替手段が存在すると考えられる。また、供給区域外の大口利用者に対する最終保障の義務は事業者に課されていないが、特に問題は指摘されていない。小売全面自由化に際し、こうした最終保障を設ける必要はないか、それとも、いずれかの事業者がこの責任を課すべきか。

【論点2】

新規参入事業者による導管の使いやすさを向上させるとともに、導管網の整備促進及び既存導管の適切な維持・更新に向けた投資が着実に回収されるために、託送制度に見直すべき点はあるか。

(1) 都市ガス導管事業に対する規制

都市ガスの導管網は規模の経済性を有することから、誰もが一定の条件で利用できるよう、導管を維持・運営する事業者に託送義務が課せられている。現行制度において、この託送を行うのは一般ガス事業者（許可制）とガス導管事業者（届出制）である。都市ガスの小売全面自由化に際して【論点1】(1)のように事業類型を見直し、これらの事業者をまとめてガス導管事業者とする場合、どのような規制を課すべきか。高い公共性を有する事業を営む際の参入規制として、許可制、登録制、届出制のいずれが適当か。

(2) 託送供給条件に対する規制

現行制度では、託送料金その他の託送供給条件について特定の者に対する不当な差別的取扱いとならないよう託送供給約款を定め、経済産業大臣に届け出ることを求めている。その際、託送料金は、総括原価方式により算定することとなっている。そして、内容が不相当と認める場合、経済産業大臣は託送供給約款の変更を命ずることとなっている。現行制度では、一般ガス事業者の託送料金原価は経済産業大臣が認可する小売料金を踏まえて算定される。【論点1】(2)について、仮に小売料金の規制をなくす場合、託送料金を含む託送供給約款は認可制または届出制のいずれとすることが適当か。また、導管網の整備促進及び既存導管の適切な維持・更新に向けた投資が着実に回収される制度とするために、留意すべき点はあるか。さらに、現行制度では、託送供給に係る需要が想定されない又は著しく少ないことが客観的に明らかである場合、予め経済産業大臣の承認を受ければ、託送供給約款を制定することを

義務付けないこととしているが、引き続きこうした制度を維持すべきか。

(3) 二重導管規制

現行制度では、一般ガス事業者の供給区域内において、他の一般ガス事業者又はガス導管事業者が導管を設置する場合、又は他用途の導管をガス事業に転用する場合には、一般ガス事業者のガス利用者の利益を阻害しないことを要件としている。この二重導管規制は、既存の都市ガスの導管網の運用効率が低下し、結果的にその導管利用コストが上昇することで利用者全体の利益が阻害されることを避けるために設けられている。しかしながら、現在の運用は形式的な基準が中心で、新規参入事業者による導管敷設を過度に規制しているとの指摘もある。導管網の効率的運用による利用者全体の利益増進と、利用者の選択肢拡大の観点から、本規制の運用に見直すべき点はあるか。

(4) 同時同量制度

現行制度において、導管網の運用に支障を与えない範囲で託送供給を認める観点から、託送供給は導管からのガス払い出し量と導管への受け入れ量の乖離を1時間当たり10%以内とし、ただし、年間ガス使用量が100万 m^3 未満の託送においては、計測コスト軽減のため、事前に想定された払い出し計画値を実際のガス払い出し量とみなすことができると省令で定められている（ガス事業法施行規則第4条の2）。一般ガス事業者からは、払い出し・受け入れ量の単純な一致を求める現行制度は、制度のシンプルさや管理の容易さの面で合理的なものではないか、との指摘がある一方、ガス導管事業者からは、導管網の沿線需要量や距離によってはこの規定に沿った託送が困難であるとの指摘がある。また、託送制度を利用する事業者からは、個々の導管の状況に応じてより柔軟な利用を認める余地があるのではないかと指摘もある。こうした指摘を踏まえ、適切かつ効率的な導管網の運用の確保する観点から、見直すべき点はあるか。

(5) 熱量調整

現行制度では、省令において、供給するガスの熱量の毎月の平均値の最低値（標準熱量）及び最低熱量を供給約款で定めることとしており、調達する原料（LNG、国産天然ガス等）の熱量の実態を踏まえ、各事業者が定めた熱量には差違がある。熱量の調整は販売するガスの品質を安定させ、ガスの公平な取引を確保するために必要であるが、導管網毎に熱量の差違があることで、導管網間の接続を阻害し利用者の選択肢を制約しているのではないかと懸念もある。こうした指摘を踏まえ、熱量調整はどのように行うべきか。

【論点3】

都市ガスの小売全面自由化により、多様な事業者の参入が想定される場所、保安の水準を維持・向上させていくためには、利用者の敷地内に敷設された利用者所有のガス工作物やガス消費機器の保安責任はどう課されるべきか。

現行制度においては、利用者の敷地内に敷設された利用者所有のガス工作物（敷地内に引き込まれたガス管からガス栓まで）について、技術基準に適合するよう維持する義務や、ガス導管の漏えい検査及

びガス漏れ通報時の受付・出勤等の業務は、その利用者にガスを供給する事業者が担うこととなっている（例えば、一般ガス事業者に託送を依頼して大口ガス事業者がガスを供給する場合には、大口ガス事業者がその供給先に関する保安義務を担う）。また、特に小口利用者に係る特定のガス消費機器についても、使用上の注意事項を周知するとともに、機器が技術基準に適合しているか調査し結果を通知する義務を、その利用者にガスを供給する事業者が担っている。これを踏まえ、主たる供給者である一般ガス事業者は、自らのガス導管網と一体的に灯外内管の経年管対策や非安全機器対策、事故・災害対応を進めてきた。

全面自由化に際し、これまで事業者が蓄積した知見や経験、地域のネットワークを活かすため、ガス導管網を維持・運営する事業者（新たな事業類型の下ではガス導管事業者）が利用者に係るガス工作物及びガス消費機器の保安上の業務を実施すべきとの意見がある。一方、ガスを販売する者の責務として小売事業者が保安責任を担うべき、という現行制度の考え方を踏襲すべきとの意見もある。また、新規参入事業者からは、保安体制の整備が大きな参入障壁となっているとの指摘がある。さらに、いずれの場合も、保安業務に要する費用が確実に回収できる仕組みが必要である。以上を踏まえ、利用者に係るガス工作物及びガス消費機器の保安責任のあり方はどうあるべきか。また、これまでの保安の実績を踏まえ、ガス事業者と利用者の責任分担のあり方についても検討してはどうか。なお、保安業務の実施者とその責任のあり方について、これまでのヒアリングで示された選択肢には、以下のようなものがある。

① 導管事業者が一義的に担う

ガス工作物及びガス消費機器に直結するガス導管を維持・運営する新たな事業類型の下でのガス導管事業者が、一義的に保安責任を担う。費用は託送料金のように、その導管を利用する事業者間で公平に負担する。

② 小売事業者が一義的に担うが要望すれば他の事業者へ委託が確実にできる

ガス工作物及びガス消費機器を所有する利用者にガスを小売する事業者が一義的に保安責任を負う。ただし、保安能力を有すると認められる他の事業者へ、断られることなく委託することを可能とする。

③ 小売事業者が一義的に担い委託は受託事業者と合意すれば可能

ガス工作物及びガス消費機器を所有する利用者にガスを小売する事業者が、一義的に保安責任を負う。受託事業者と合意すれば委託は可能となる。委託料金は、当事者の合意で決められる。

（注）なお、保安責任に係る本論点については、今後、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会で検討されることとなる。

【論点4】

ガスを調達し小売りする事業者が、より広い選択肢の中から低廉かつ安定的にガスを調達できる環境を整備するためには、どのような取組が必要か。

（1）卸市場の活性化と透明性向上

ガスを卸調達する事業者からは、卸価格の透明性の向上、卸調達の選択肢拡大が必要との指摘がある。また、そのための方策の一つとして、国内でガスの現物取引を仲介する卸取引所を設置すべきとの提案がある。卸市場の透明性向上及び選択肢拡大のためにどのような措置がありうるか。例えば、卸電力取

引所の実績も踏まえ、ガスにおいても卸取引所を設置することは有効かなどを検討すべきではないか。

(2) LNG基地の第三者利用のあり方

現在、公正取引委員会と資源エネルギー庁とが定めた指針において、電気事業者や石油事業者を含めLNG基地を保有する事業者はその基地を第三者が利用する場合の条件や容量等を定め公表することが望ましいとされている。これを踏まえ、大手ガス、電気、石油事業者等は要領を制定しているが、現時点では第三者利用の実績はない。安定供給を確保しつつ、基地の効率的利用や新規事業者によるガス供給の可能性を広げる観点から、LNG基地の第三者利用の在り方について見直すべき点はあるか。

(3) 災害時の対応体制

東日本大震災後、災害時の被害想定の見直しが進められているが、そうした被害想定に対し、ガス事業者の基地や導管の供給継続及び復旧体制が十分か確認していくことが必要ではないか。

【論点5】

経済社会環境の変化やガス事業の状況変化を踏まえ、簡易ガス事業制度のあり方をどのように考えるか。

都市ガスの小売全面自由化に伴い、供給区域における独占的な小売や料金規制が廃止される場合、同様に供給地点における独占的な小売を認める一方、料金規制を課している簡易ガス事業制度はどうあるべきか。

【論点6】

電力市場との相互参入を可能とし、エネルギー市場全体で新たなビジネスやサービスが創出される環境を整備するために確保すべき点は何か。

ガスシステム改革の目的である、新たなビジネスやサービスの創出を実現するためには、電力市場との円滑な相互参入が可能となる環境整備が必要である。電気事業への新規参入者としての観点から、具体的にどのような取組が確保されるべきか。

【論点7】

都市ガスの小売全面自由化を始めとする制度見直しを施行する時期はどうあるべきか。施行時期を事業者間で変える必要はあるか。

法改正により制度の見直し内容が決定してから実際に施行するまでの準備期間は、新たな制度に基づく手続やそれに対応するための事業者の準備活動を踏まえ、どの程度設けるべきか。また、各地域の市場環境を踏まえ、施行の時期を事業者間で変える必要はあるか。